

「世田谷区清掃・リサイクル条例」及び「同条例施行規則」の一部改正について

(付議の要旨)

資源持ち去り行為の常習者への罰則規定の新設（条例の一部改正）及び、資源持ち去り禁止品目の追加（同条例施行規則の一部改正）

1 主旨

(1) 資源持ち去り行為の常習者への罰則規定の新設（条例の一部改正）

平成15年12月に世田谷区清掃・リサイクル条例の一部改正を行い、資源の持ち去り行為（以下、「持ち去り行為」という。）を禁止し、平成16年3月から禁止命令に従わない者に「20万円以下の罰金」を科してきた。

しかし、資源（特に古紙）の持ち去り行為者（以下、「持ち去り行為者」という。）の多くは、禁止命令に従わず、また、「20万円以下の罰金」を科されても、持ち去り行為を止めようとしめない。さらに、区民からの持ち去り行為者の目撃情報も毎年400件あり、その大部分が、禁止命令や告発を繰り返し行った常習者である。

区民が区に出した資源が持ち去られている状況は、区民と区の信頼関係を損なう原因となり、ごみ減量の基盤となる区民のリサイクル意識の低下を招きかねない。

「20万円以下の罰金」を設けて13年以上が経過し、過去の禁止命令や告発から常習性が明らかとなり、持ち去り行為の常習者に、より厳しい罰則である「50万円以下の罰金」を科し、持ち去り行為の撲滅を目指す。

なお、板橋区が平成27年4月から、持ち去り行為者に対して、「20万円以下の罰金」と同時に、常習の場合は「50万円以下の罰金」の罰則規定を設けており、常習者に対する罰則に倣う。

(2) 資源持ち去り禁止品目の追加（同条例施行規則の一部改正）

平成15年12月の同条例の一部改正時には、ペットボトルについて集積所回収を行っていなかったが、平成20年の分別区分変更後、集積所回収を全区展開したことにより、再利用の対象であるペットボトルも集積所から持ち去られる事案も発生するようになり、今回の一部改正で禁止品目として追加をする。

近年、資源の回収品目だけではなく、不燃ごみとして排出される金属類についても持ち去り行為の目撃情報が寄せられており、また、区職員も目撃していることから使用済小型電子機器及び金属を含む廃棄物も持ち去り禁止対象品目に追加する。

2 改正概要

(1) 持ち去り行為の常習者への罰則規定の新設（条例の一部改正）

持ち去り行為の常習者に対し、「50万円以下の罰金」を科することができる規定を新設する。常習性の認定は、告発を行った際に、禁止命令を受けた回数や期間、以前の罰金刑の状況等から検事が総合的に認定の上、起訴し、裁判所で最終的に判断される。

よって、1回目の告発であっても、期間の空いていない複数回の禁止命令の指導履歴があり、常習性が認定されれば、罰金50万円になる可能性もある。

併せて、一般廃棄物処理計画で定める「所定の場所」を「資源・ごみ集積所」に変更し、資源の持ち去りを禁止している場所を明確にする。

なお、持ち去り行為の禁止場所である「資源・ごみ集積所」の位置が示されている地図を清掃・リサイクル部事業課で閲覧可能とすることにより、資源持ち去り行為者が「禁止場所だとは知らなかった」という言い逃れを許さないようにする。

(2) 資源持ち去り禁止品目の追加（同条例施行規則の一部改正）

現行の持ち去り禁止の対象物「古紙」「ガラスびん」「缶」に、新たな禁止品目として「ペットボトル」「使用済小型電子機器」「金属を含む廃棄物」を追加する。

3 改正内容

別紙1・2のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

平成29年 9月	区民生活常任委員会報告
平成29年11月	区民生活常任委員会報告（議案の事前報告）
11月	第4回区議会定例会（条例の一部改正の提案）
平成30年 4月	施行